

### 3. 市の方針

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例については国基準どおりとする予定ですが、参酌すべき基準については、子ども・子育て会議の意見やパブリックコメントの実施により、利用者及び事業者の意見を反映しつつ、地域の実情に則した内容とする方針です。

ただし、「利用定員の遵守」（参酌すべき基準）については、国においても具体的な対応が定まっていない状況であることから、今後も検討を要します。

### 4. 「利用定員の遵守」の規定に関する国の検討状況

#### (1) 利用定員（＝確認定員）の基本

- ・利用定員は認可定員を超えてはならない
- ・利用定員を超えて特定教育・保育等の提供を行ってはならない

#### (2) 利用定員の例外

- ・利用定員（認可定員）を上回る受入れについては、他制度における取扱いを参考としつつ保育制度の特性や定員弾力化措置が待機児童対応に果たしてきた役割を踏まえ、基準検討部会における公定価格等の議論と併せて検討する。（国の子ども・子育て会議対応方針）
- ・年度中における特定教育・保育等に対する需要の増大への対応等やむを得ない事情がある場合は利用定員を上回る特定教育・保育等の提供が可能。

（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準）

#### (3) 当市における課題

当市では年度当初から保育所の定員超過を一定の範囲内で認める運用をしております。このため、国の方針により、対応が異なってきます。

ケース1）年度中（年度途中）でないと定員超過が認められない場合

⇒原則どおり、利用定員内での受け入れとなる。よって、認可定員及び利用定員を増やす。

⇒給付費の単価減が見込まれる

ケース2）年度当初から定員超過が認められる場合

⇒定員超過による、給付費の調整（減額）が見込まれる。